

平成 28 年 3 月 1 日 判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成 27 年(レ)第 152 号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 神戸簡易裁判所平成 26 年(少)第 11088 号)

(口頭弁論終結日 平成 28 年 1 月 12 日)

判 決

神戸市

控訴人（一審原告）

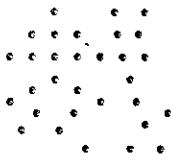
同訴訟代理人弁護士	石	田	真	美
同	今	西	雄	介
同	内	海	陽	子
同	大	田	悠	記
同	高	橋		敬
同	辰	巳	裕	規
同	前	田		修
同	増	田	祐	一
同	松	山	秀	樹
同	吉	井	正	明
同	吉	田	維	一

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1

被控訴人（一審被告）	アイフル株式会社
同代表者代表取締役	福 田 吉 孝
同訴訟代理人弁護士	人 西 智 之
同	渕 脇 一 樹

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、53万2876円及びうち48万5343円に



に対する平成26年8月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

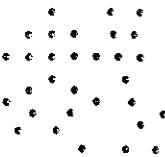
1 本件は、貸金業者である被控訴人と金銭消費貸借契約を締結し、平成11年4月13日から平成26年8月15日までの間に借入れ及び弁済を繰り返した控訴人が、被控訴人に対し、利息制限法所定の利率に引き直し計算した結果、過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき、不当利得金等53万2876円（最終取引日である同日時点での過払金元本48万5343円と民法704条前段所定の年5分の割合による確定法定利息4万7533円との合計）及びうち上記過払金元本48万5343円に対する同月16日から支払済みまで上記同割合による法定利息の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 判断の前提となる事実

以下の事実は、当事者間に争いのない事実並びに括弧内に摘示する証拠（書証は枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実である。

- (1) 被控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により名称が「貸金業法」に変更された。以下、名称変更の前後を通じて「貸金業法」という。）所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 控訴人（昭和12年生まれ）は、被控訴人との間で、平成11年4月13日、利息制限法所定の利率（以下「制限利率」という。）を超える約定利率



で金銭消費貸借契約を締結し、同日から取引を開始して、以後、平成26年8月15日までの間、原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「計算書」という。）の年月日欄、借入金額欄及び弁済額欄記載のとおり、借入れ及び弁済を行った（以下「本件取引」という。）（甲1、2、乙2、弁論の全趣旨）。

(3) 控訴人と被控訴人は、平成22年9月7日、以下の内容の「和解書」という表題の書面を取り交わした（以下、この書面を「本件和解書」といい、本件和解書に係る合意を「本件合意」という。乙1）。

ア 本件和解書は、控訴人からの今後の返済に関する相談に基づき、被控訴人が現行の契約どおりの継続は困難であると判断し、控訴人の利益の保護に支障が生じることがないように、控訴人の現行の契約の返済方式等を変更するものである。

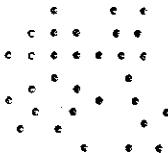
控訴人と被控訴人は、現行の契約に基づく今後の支払に関して、以下のとおり和解する。

なお、控訴人と被控訴人は、被控訴人が控訴人に将来にわたって貸付けを行わないこと、本件合意の前後にかかわらず、控訴人が被控訴人に債権を有した場合であっても、被控訴人からの借入金債務へは一切充当しないことをそれぞれ約したことを相互に確認する。

（以上につき、頭書部分）

イ 控訴人と被控訴人は、従前年率28.835パーセントであった貸付利息を免除し、控訴人は、被控訴人に対し、平成22年9月7日現在の本件取引の残債務50万円（元金49万9253円、通常利息747円、遅延損害金0円）及び訴訟費用等0円を和解金として、返済期間、返済額等を返済予定表どおりに変更して、分割して支払うことをそれぞれ確認した（第1、2項）。

ウ 控訴人が、上記イの分割金の支払を2回分怠ったときは、当然に期限の



利益を喪失し、控訴人は、被控訴人に対して、残債務に、期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで年率29：200パーセントの割合による遅延損害金を附加して、一括して直ちに支払う（第3項）。

エ 控訴人と被控訴人の間には、本件合意に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する（第6項）。

(4) 控訴人は、平成27年4月15日の原審第3回口頭弁論期日において、消費者契約法4条1項及び2項に基づき、本件合意に係る意思表示を取り消した（顕著な事実）。

3 争点

- (1) 本件合意が和解契約にあたるか、その効力により過払金返還請求権が消滅するか
- (2) 本件合意が、錯誤により無効か、消費者契約法により取り消されるか、公序良俗違反により無効か
- (3) 悪意の受益者性
- (4) 民法704条前段所定の利息の発生始期
- (5) 現存利益の範囲

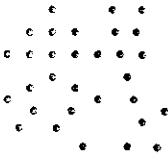
4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件合意が和解契約にあたるか、その効力により過払金返還請求権が消滅するか）について

【被控訴人の主張】

ア 本件合意は民法695条の和解契約にあたり、控訴人の残債務額が確定したところ、これと表裏一体で両立し得ない過払金返還請求権が消滅したことも確定している。

イ 本件合意当時、約定利率に基づく控訴人の残債務額は、元本49万9253円、利息1万0354円及び遅延損害金76万5625円の合計127万5232円であったところ、控訴人が約5年もの長期間支払を怠って



おり、本来被控訴人が控訴人に対し一括返済を求めることができたが、控訴人が分割弁済を求めたことから協議を行った結果、被控訴人が本件合意以降の利息を免除し、上記残債務額から大幅に減免する金額での分割支払に甘んじるなど譲歩したものであり、単に利率や返済方法を変更するものではなく、和解契約であることは明らかである。

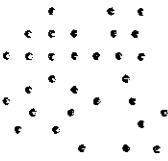
上記の状況からすれば、本件合意当時、控訴人と被控訴人の間には、本件取引に係る債権債務の存否及び額について争いがあったことも明らかである。

ウ また、本件和解書には、「本件合意の前後にかかわらず、控訴人が被控訴人に債権を有した場合であっても、被控訴人からの借入金債務へは一切充当しないことをそれぞれ約したことを相互に確認する」、「控訴人と被控訴人は、本件合意に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する」旨の記載があり、これらの記載は、控訴人の過払金返還請求権の存在をも前提としたものであるから、控訴人と被控訴人の間には、過払金返還請求権も含めて、本件取引に係る債権債務の存否及び額について争いがあったといえる。

【控訴人の主張】

ア 本件合意は、控訴人が被控訴人から約定利率に基づく残債務額50万円の支払の催告を受けたことから、同債務額を前提に、利息や遅延損害金の利率、弁済方法を変更したものにすぎず、民法695条の和解契約にあたらない。

仮に和解契約にあたるとしても、上記の状況からすれば、本件合意当時、本件取引に係る債権債務の存否及び額は、過払金返還請求権の存否も含めて争点となっておらず、互譲した事実もないから、本件合意により、争点ではなかった過払金返還請求権が消滅することはない。本件和解書第6項の清算条項も、過払金返還請求権の消滅までを含むものではない。



被控訴人は、本件合意における残債務額については、約定利率に基づく残債務額から大幅に減免されていると主張するが、本件合意当時、貸金業法43条1項の規定（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「みなし弁済規定」という。）の適用や利息制限法の適用の有無は全く争点となっていなかったから、この点をもって本件取引に係る債権債務の存否及び額について争いがあったということはできない。

イ また、本件合意は、実質的には、金銭消費貸借契約における残債務について、残債務額50万円とする準消費貸借契約とみることもできるところ、その当時、既に残債務たる旧債務は存在せず、その意味で本件合意は不存在又は無効であるから、本件合意により過払金返還請求権が消滅していないと考えることもできる。

(2) 爭点(2)（本件合意が、錯誤により無効か、消費者契約法により取り消されるか、公序良俗違反により無効か）について

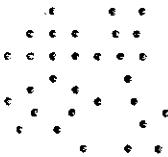
【控訴人の主張】

ア 錯誤無効

(ア) 仮に、本件合意により過払金返還請求権が消滅する関係にあるとしても、控訴人は、本件合意当時、制限利率による引き直し計算によると残債務が存在しないにもかかわらず、50万円の債務があると誤信し、本件合意をしたものであり錯誤があるから、本件合意は無効である。

借主である控訴人にとって、残債務の有無及び金額は最重要関心事であり、過払金が発生していることを認識していれば、50万円の残債務があるとする内容の本件合意を受け入れるはずもなく、そのことは一般社会通念に照らしても至当であるから、控訴人には要素の錯誤があり、被控訴人にもその動機は表示されているというべきである。

(イ) 被控訴人からは取引履歴の開示を受けておらず、過払金に関する説明は一切なかったから、控訴人から取引履歴の開示を求めていなかったと



しても、重過失はない。控訴人の息子が取引履歴の開示請求をしたのは、法律相談を経た後のことであって、本件合意当時の控訴人の認識とは無関係である。

イ 消費者契約法に基づく取消し

- (ア) 被控訴人は、本件合意の際、残債務が存在しないにもかかわらず、50万円の債務が存在するとの重要事項について事実と異なることを告げ、控訴人はこれを事実であるとの誤認をした。
- (イ) 被控訴人は、本件合意の際、控訴人に対し、返済方法や利息について控訴人の利益となる旨を告げながら、制限利率による引き直し計算によると残債務が存在しないにもかかわらず、同引き直し計算をしない内容であるという控訴人の不利益となる事実を故意に告げておらず、控訴人はこれを存在しないとの誤認をした。
- (ウ) 控訴人は、上記(ア)及び(イ)について、消費者契約法4条1項及び2項に基づき、本件合意に係る意思表示を取り消す。

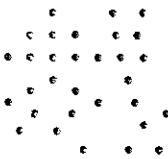
ウ 公序良俗違反無効

利息制限法は強行法規であるところ、同法に基づく制限利率による引き直し計算によると、本件合意当時、残債務が存在しないにもかかわらず、50万円の債務が存在するものとする本件合意は、同法を逸脱する行為であるし、70歳代の生活保護受給中の高齢女性である控訴人の無知や困窮に乘じた暴利行為であるから、公序良俗違反により無効になるというべきである。

【被控訴人の主張】

ア 錯誤無効

- (ア) 上記(1)【被控訴人の主張】のとおり、控訴人の過払金返還請求権は本件合意の対象であり既に消滅しているから、和解の確定効により、これに関する錯誤無効の主張は許されない。



8

(イ) 仮に錯誤無効の主張が許されるとしても、本件合意の平成22年当時、過払金返還請求訴訟の件数はピークを迎えており、テレビや新聞などのあらゆる広告媒体で周知されていたし、取引履歴の開示を求めた控訴人の息子を通して、過払金の存在について容易に認識することができた以上、控訴人に重過失がある。

イ 消費者契約法に基づく取消し

被控訴人には過払金の存在について控訴人に告知する義務はないから、重要事項に該当せず、控訴人の主張には理由がない。

ウ 公序良俗違反無効

借主が過払金返還請求権を行使するか否かは自由意思に委ねられているし、被控訴人には過払金の存在について控訴人に告知する義務はないから、本件合意は無効といえない。

(3) 争点(3)（悪意の受益者性）について

【控訴人の主張】

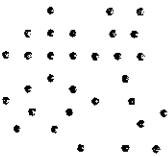
被控訴人は貸金業法の登録を受けた貸金業者であり、制限利率を超える利息の弁済を受領していることを知っていたから、民法704条所定の「悪意の受益者」に該当する。

また、被控訴人は、みなし弁済規定の適用がなかったことも認識していたから、控訴人が悪意の受益者であることは明らかである。

【被控訴人の主張】

本件取引の内容（返済方式）や、被控訴人における貸金業法17条1項により交付が義務付けられている書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条1項により交付が義務付けられている書面（以下「18条書面」という。）の記載内容に鑑みれば、被控訴人は善意というべきである。

被控訴人は、17条書面及び18条書面又はこれらに準ずる書面を交付する十分な体制を常に整備し、現在に至るまで、各顧客に対し、各取引ごとに、



これらの書面の交付を行っているから、みなし弁済規定の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる「特段の事情」がある。

(4) 争点(4)（民法704条前段所定の利息の発生始期）について

【控訴人の主張】

民法704条前段所定の利息の発生始期は、過払金元本が発生したときとすべきである。

【被控訴人の主張】

争う。控訴人は悪意の受益者ではないから、民法704条前段所定の利息は訴状送達の日の翌日から付加すれば足りる。

(5) 争点(5)（現存利益の範囲）について

【被控訴人の主張】

被控訴人は、顧客から受領した利息のうち制限利率超過部分の一部を、既に法人税として納付しており、これに相当する範囲については、被控訴人に利益が現存していない。

【控訴人の主張】

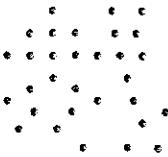
争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件合意が和解契約にあたるか、その効力により過払金返還請求権が消滅するか）及び争点(2)（本件合意が、錯誤により無効か、消費者契約法により取り消されるか、公序良俗違反により無効か）について

(1) 後記2ないし4のとおり、被控訴人は悪意の受益者と認められ、弁論の全趣旨によれば、本件合意の4日前である平成22年9月3日の時点で、計算書のとおり、本件取引において1万5343円の過払金元本と109円の過払利息が発生していたものと認められる。

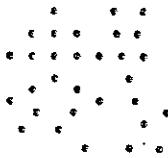
他方、本件合意上、控訴人が確認した残債務額のうち元金49万9253



円という金額は、基本契約たる金銭消費貸借契約に基づく約定利率による同日時点の残元金と同額であると認められる（甲1、弁論の全趣旨）。

証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、昭和12年生まれの女性で、法律の専門的な知識を有していないこと、控訴人は、夫と二人暮らしであるが、夫は平成11年ころに脳梗塞を患い、養護老人施設で暮らしていること、控訴人は平成16年ころから生活保護を受給していること、被控訴人への返済は平成17年9月を最後に滞っていたところ、平成22年になり、被控訴人担当者から残債務がある旨の電話連絡があり、被控訴人店舗に赴いた控訴人は、同年8月16日に1万円、同年9月3日に5000円を支払ったこと、被控訴人担当者は、本件合意時に、遅延損害金を含めた残債務は127万5232円に及んでいる旨を告げたが、制限利率に基づく引き直し計算やみなし弁済規定の適用の有無については、控訴人からも被控訴人担当者からも話題にはされなかったこと、控訴人は、本件合意に表示された残債務額や残元金に異議を述べず、また取引履歴の開示を求めるなどしていないこと、控訴人は、本件合意にあたり、弁護士や司法書士といった法律の専門家に相談していないこと、過払金返還請求権の存否は全く話題に上らなかつたことが認められる。

(2) 判断の前提となる事実(3)の本件合意の内容及び上記(1)の本件合意当時の状況に加え、本件和解書には「控訴人の現行の契約の返済方式等を変更するものである」、「現行の契約に基づく今後の支払に関して」などと記載されていることも考慮すると、本件合意は、基本契約たる金銭消費貸借契約に基づく約定利率による残元金を前提に、被控訴人が利息ないし遅延損害金の支払を求める放棄し、残元金の弁済方法を定めたものにすぎず、基本契約に基づく貸付金債権（借入金債務）のみを対象としていたというべきであり、過払金返還請求権の発生の有無及び額をめぐって争いがあったという余地はなく、これらの点において控訴人が何らかの譲歩をした事実は認められず、



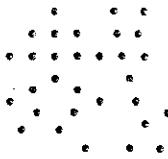
当事者双方が本件合意をして過払金返還請求権の発生原因事実及び過払金の額について争いをやめたという余地はないから、過払金返還請求権の発生原因事実及び過払金の額を争いの対象として、本件合意がされたということはできない。

被控訴人は、本件和解書に「本件合意の前後にかかわらず、控訴人が被控訴人に債権を有した場合であっても、被控訴人からの借入金債務へは一切充当しないことをそれぞれ約したことを相互に確認する」、「控訴人と被控訴人は、本件合意に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する」旨の記載があることから、本件合意は控訴人の過払金返還請求権の存在をも前提としていると主張するが、上記本件合意当時の状況からすれば、控訴人に過払金返還請求権の発生の有無及び額も含めて解決しようとする意思があったと認めることはできず、被控訴人の上記主張は採用できない。

(3) また、本件合意は、以下のとおり、控訴人の錯誤により無効である。

すなわち、上記(2)のとおり、本件合意は、基本契約たる金銭消費貸借契約に基づく約定利率による残元金を前提に、残元金の弁済方法を定めたものであり、控訴人が残元金に何ら異議を申し出ていないことからすれば、控訴人が、みなし弁済規定や利息制限法に関する知識を持たないまま、制限利率による引き直し計算をすれば残元金が存在せず、むしろ過払金が発生していることを知らず、本件合意をしたことは明らかであり、また、これらを知つていれば、本件合意をしなかった蓋然性が高いことも明らかであるから、控訴人には、本件合意で何ら前提とされなかつたみなし弁済規定が適用されない可能性や過払金返還請求権が存在する可能性といった要素の錯誤があつたと認められる。

そして、これを動機の錯誤と考えても、基本契約たる金銭消費貸借契約に基づく約定利率による残元金を認める表示と過払金返還請求権を主張・行使することは相矛盾するものであるから、その動機は被控訴人に表示されてい



るというべきである。

なお、被控訴人は、控訴人において過払金返還請求権の存在について認識することができたとして重過失がある旨主張するが、抽象的な主張にとどまる上、控訴人の息子が平成17年1月31日に取引内容の開示依頼を申請していること（乙10）は認められるものの、実際に取引内容の開示がされたかどうかは明らかではないし、上記開示依頼を控訴人が認識していたかどうかも不明であるから、重過失を認めることはできない。

したがって、本件合意は錯誤により無効であり、本件合意以降の控訴人の支払は法律上の原因を欠くものといえる。

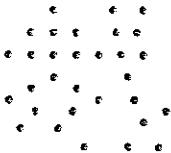
2 争点(3)（悪意の受益者性）について

(1) 貸金業者が制限利率を超過した部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき、みなし弁済規定の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、みなし弁済規定の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁判所平成17年(受)第1970号平成19年7月13日第2小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）ところ、被控訴人は、本件取引当時における17条書面及び18条書面の交付状況について何ら立証をせず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

(2) したがって、本件取引において、上記特段の事情の存在を認めることはできないから、被控訴人の上記主張は採用することができず、被控訴人は「悪意の受益者」であると推定される。

3 争点(4)（民法704条前段所定の利息の発生始期）について

本件取引において、民法704条前段所定の利息は過払金発生時から発生するというべきである（最高裁判所平成21年(受)第1192号同年9月4日第2



小法廷判決・集民231号477頁参照)。

4 争点(5)(現存利益の範囲)について

上記2のとおり、被控訴人は悪意の受益者と認められるから、被控訴人が善意であることを前提とする被控訴人の主張は採用できない。

5 過払金の発生

以上の次第で、本件取引において、平成17年9月15日以降生じた過払金に年5分の法定利息を付して計算すると、計算書のとおり、最終取引日である平成26年8月15日の時点において、48万5343円の過払金元本及び4万7533円の確定法定利息が発生していることが認められる。

6 結論

以上によれば、控訴人の請求は、理由があるからこれを認容すべきところ、これを棄却した原判決は相当でなく、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、控訴人の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言は相当でないので、これを付さないこととする。

神戸地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 本 多 久 美 子

裁判官 河 本 寿 一

裁判官 高 橋 有

これは正本である。

平成28年3月1日

神戸地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 奥井孝宏